

市川市立大和田小学校P T A会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、『市川市立大和田小学校P T A』と称し、事務所を大和田小学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、児童・青少年の保護及びその人権を尊重し、学校ならびに会員相互の緊密な連絡のもとに、教育成果の向上に協力し、児童の幸福な成長をはかる。また、会員相互の教養を高めるとともに地域社会の教育環境の向上につとめることを目的とする。

(活動方針)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の方針に従って活動する。

- (1) 学校、社会教育機関、一般社会と協力し児童のよりよい教育環境の向上につとめる。
- (2) 学級P T Aを基盤として学校行事に協力し、教育環境の改善、文化教養、広報、厚生等に関する活動を行う。
- (3) 会員相互の研修と親睦をはかる。
- (4) 特定の政党・宗教を支持せず、営利を目的とする行為は行わないとともに、本会の名称または理事名で公私の選挙の推薦も行わない。

(会 員)

第4条 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者及び教職員とで構成し、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

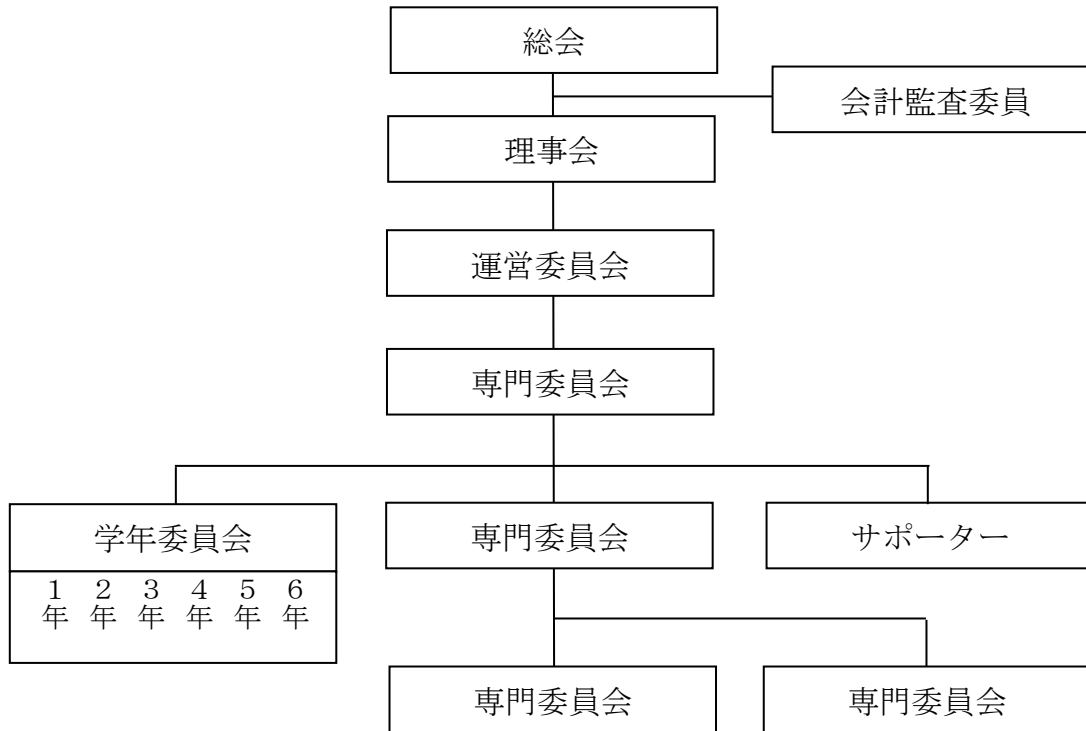
第2章 組 織

(組 織)

第5条 本会の目的達成のため、次の組織を設置する。

- (1) 総 会
- (2) 理事会
- (3) 運営委員会
- (4) 学年委員会
- (5) 専門委員会
- (6) サポーター

2、本会の組織は、次の通りとする。



(総会)

第6条 総会は、最高の議決機関である。

- 2、定例総会は、毎年4月中に開催することを原則とする。
- 3、臨時総会は、理事会が必要と認めた場合、または会員の半数以上の要求があった場合に開催する。
- 4、総会は、会長が招集する。
- 5、総会の議長は、総会で選任する。
- 6、総会の形式は原則対面とする。但し、会長が必要と認めたとき、書面にて総会を行うことができる。

(総会の権限)

第7条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び会計監査委員の承認及び罷免
- (2) 活動計画、予算・決算の承認
- (3) 会則の改正
- (4) その他運営委員会が総会に付議するのを相当と認めた事項

(決 議)

第 8 条 総会は、委任状を含む全会員 3 分の 1 以上の出席で成立し、その決議は出席者の過半数の賛成を得て行う。書面総会は、全会員の 3 分の 1 以上の表決書があったときに成立し、議事はその過半数で決します。

(理事・理事会)

第 9 条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、会務の執行機関である。

2、理事会は、次の理事をもって構成する。

- (1) 名誉会長 1名 (学校長)
- (2) 会 長 1名
- (3) 副会長 3名以上
- (4) 書 記 2名以上
- (5) 会 計 3名以上 (内 1名は教職員)

3、理事会は、会長が必要に応じて招集する。

(理事の任務)

第 10 条 理事の任務は次の通りとする。

- (1) 名誉会長は、会員相互ならびに関係団体との協調を司る。
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- (4) 書記は、会務の記録及び庶務を掌握する。
- (5) 会計は、本会会計を処理する。

(理事の選出)

第 11 条 理事は、会員の中から選考委員会が推薦し、総会の承認を得て選出する。

ただし、理事に欠員が生じた場合は、選考委員会が推薦し、運営委員会の承認を得て選出する。

2、選考委員会は、理事及び専門委員会・学年委員会の中から選出した若干名の委員をもって構成し、理事ならびに会計監査委員の推薦を行う。

(兼任の禁止)

第 12 条 理事は、2 つ以上の理事の役職、会計監査委員、学年委員会委員、専門委員会委員との兼任はできない。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、理事、専門委員会委員長、学年委員会委員長及び学年委員をもって構成する。

2、運営委員会は、会長が必要に応じて招集する。

(運営委員会の任務)

第14条 運営委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) 活動計画及び予算案の作成その他総会付議事項の決議
- (2) 会則改正案の作成
- (3) 選考委員会の設置
- (4) 学校との協議事項等、目的達成のための諸案件の処理
- (5) その他会務処理

(学年委員会)

第15条 学年委員会は、各学級の学年委員をもって構成する。

委員の互選により、委員長1名・副委員長2名を選任する。

(学年委員会の任務)

第16条 学年委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) 会員相互の研修と親睦を目的とした企画を推進する。
- (2) P T Aの目的・方針にそって活動し、運営委員会に出席することで、常に会員の意思を反映して、学級・学年の集会の活性化に努める。
- (3) 学校行事への協力を行う。

(専門委員会)

第17条 専門委員会として、次の各委員会を設置する。

- (1) 行事委員会
- (2) 地域活動委員会

2、各委員会は、委員の互選により、委員長・副委員長・会計各1名を選任する。

(専門委員会の任務)

第18条 各委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) 行事委員会は、P T A主催の行事についての企画・立案・実行を統括する。
- (2) 地域活動委員会は、児童の安全を心掛ける。地域の環境をよくするために活動

し、子どもたちが、豊かな校外生活を送れるように努力するとともに地域との交流にも努める。

(委員の選出)

第19条 学級毎に、次の委員を選出する。

- (1) 学年委員 1名か2名
- (2) 行事委員 2名か3名
- (3) 地域活動委員 1名か2名

(理事及び委員の任期)

第20条 理事及び委員の任期は、選出された翌年の定例総会終了までとする。

ただし、再任を妨げない。補欠のために就任した理事及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員会)

第21条 特別委員会の設置と構成は、必要に応じて運営委員会で決めることができる。

第3章 会 計

(会 計)

第22条 本会の会計は、会費・その他でこれをまかなう。
会費は、児童1名月額300円×9ヶ月とする。

(予算・決算の承認)

第23条 本会の毎年度の歳出入予算は、運営委員会が作成して、総会の承認を求めるとし、歳出入は、前年度終了後1ヶ月以内に、その年度末財産目録と共に会計監査を経て、総会の承認を求めるとする。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終了する。

第4章 会計監査

(会計監査委員の選出)

第25条 本会の会計を監査するため3名(内1名は教職員)の会計監査委員をおき、任期は1年とする。

2、会計監査委員は、選考委員会により推薦し、総会の承認を得て選出される。

ただし欠員が生じた場合は、選考委員会が推薦し、運営委員会の承認を得て選出される。

- 3、任期は、選出された翌年の定例総会終了までとする。ただし、再任を妨げない。補欠のために就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計監査委員の任務)

第26条 会計監査委員は、独立した立場にあつて、会計を監査し総会に報告する。

- 2、会計監査委員は、必要に応じて、随時会計監査を行うことができる。

(兼任の禁止)

第27条 会計監査委員は、理事の役職、学年委員会委員、専門委員会委員との兼任はできない。

第5章 慶 弔

(慶 弔)

第28条 会員相互が、限りない信頼と友情を持って、喜びをわかち、悲しみを共にし、親交を深めることを目的として、下記の通り慶弔金を贈る。

金額単位：円

区 分	対 象	金 額	備 考
結 婚	教職員	5,000	
出 産	教職員	5,000	
病気・ 事故	児 童	5,000	病気・不慮の事故で、入院・ 自宅療養1ヶ月以上
	教職員を含む PTA会員	5,000	PTA活動中の不慮の事故で 入院・自宅療養1ヶ月以上
死 亡	教職員 児 童 保護者	5,000	

その他必要に応じ、会長と学校が協議して慶弔金を贈ることができる。
この場合は、会長が事後に理事会に報告する。

第6章 改 正 他

(改 正)

第29条 本会則は、総会で出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。
書面総会での決議の場合は、3分の2以上の賛成により改正することができる。

(罷 免)

第30条 総会において、第8条の規定にかかわらず出席者の3分の2以上の賛成をもって、理事ならびに会計監査委員の罷免を行うことができる。

- 【付 則】 本会則は、昭和58年12月12日より施行する。
- 【改正会則】 本改正会則は、昭和63年4月23日より施行する。
- 【改正会則】 本改正会則は、平成7年4月1日より施行する。
- 【改正会則】 本改正会則は、平成8年4月25日より施行する。
- 【改正会則】 本改正会則は、平成9年4月24日より施行する。
- 【改正会則】 本改正会則は、平成10年4月24日より施行する。
- 【改正会則】 本改正会則は、平成11年4月23日より施行する。
- 【改正会則】 本改正会則は、平成18年4月1日より施行する。
- 【改正会則】 本改正会則は、平成19年4月28日より施行する。
- 【改正会則】 本改正会則は、平成21年4月25日より施行する。
- 【改正会則】 本改正会則は、平成22年4月24日より施行する。
- 【改正会則】 本改正会則は、平成23年4月28日より施行する。
- 【改正会則】 本改正会則は、平成26年4月24日より施行する。
- 【改正会則】 本改正会則は、平成28年4月22日より施行する。
- 【改正会則】 本改正会則は、令和3年4月19日より施行する。